



令和 9 年度(2027 年度) 保育所等利用案内



【お問い合わせ先】

彦根市こども家庭部幼児課

TEL 0749-23-9597(直通) FAX 0749-26-1768

MAIL jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp 住所 彦根市平田町 670 番地

👉 お申し込みはこちらから【彦根市電子申請サービス】



一次申込期間

令和 8 年 10 月 1 日(木)~10 月 15 日(木)



▶ 彦根市内の保育所等の施設情報はこれから

【彦根市 HP(施設一覧)】



【ここ de サーチ-WAM NET】



▶ 保育所等の利用における詳細情報はこれから

【彦根市 HP(保育所等の利用について)】



このページで分かること

- ✓ 各種様式ダウンロード
- ✓ 利用審査・利用調整
- ✓ 保育料
- ✓ 留意事項・よくある質問
- ✓ 保育所の種類・保育の必要性の認定
- ✓ 年度途中の育休明け利用予約制度
- ✓ 広域利用

※本冊子に掲載されている内容は、令和 8 年 8 月時点の情報であり、今後変更になることがあります。

応募資格

令和 9 年 4 月 1 日時点で住民登録が本市にある方(令和 9 年 4 月 1 日までに彦根市に転入することが確実な方を含む)で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育所等での保育を希望される方

保育認定の事由・必要な書類

保育認定を受けられるのは、児童の保護者が以下の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当する場合です。

保育所等利用申込の際に、父親・母親および 60 歳未満の祖父母等についてそれぞれ該当する事由を添付してください。なお、各種様式については、市のホームページからダウンロードできます。

保育の必要性の事由	必要な書類
就労(下記以外)	○就労証明書(市指定様式)
就労(個人事業主)	○就労証明書 ○開業証明書・開業届・確定申告書の写し等いずれか 1 点 ※株式会社等の代表は不要
就労(農業従事者)	○就労証明書 ○耕作証明書(農業委員会) 
妊娠・出産(下記以外)	○母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)
妊娠・出産(育児休業の方)	○母子手帳の写し ○育児休業の期間・復職予定日の記載のある就労証明書
疾病・障害	○診断書、身体障害者手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証等のいずれか 1 点
介護・看護	○介護・看護に関する申立書 ○認定結果通知書、診断書、障害者手帳等のいずれか 1 点
災害復旧	○り災証明書
求職活動	○求職活動状況申立書 ※確認書類があれば併せて添付 
就学	○学生証の写し・在学証明書、時間割等

※留意事項※

- ・「下の子の保育のため」「集団生活に慣れさせるため」「社会生活を身につけさせるため」「友だちを作るため」「遊ぶ場所がないため」という理由だけでは保育の必要性の事由に該当しません。
- ・保育所等利用申込の際に保育の必要性の事由を証明する書類がない場合は原則として受け付けません。
- ・保育所等利用申込の内容について事実と相違があるときは、決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

保育必要量・認定基準・保育時間について

保育認定を行う場合、同時に下表の認定基準により「保育必要量」の認定を行います。保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、「保育標準時間認定」の場合は、1日に最大11時間までの範囲、「保育短時間認定」の場合は、1日に最大8時間までの範囲で利用が可能となります。なお、保育時間については、園ごとに定めていますが、勤務の都合等で延長保育が必要な場合は、入所される園にご相談ください。

【イメージ】開所時間7時から19時までの場合

7:00	7:30	18:30	19:00
延長保育	保育標準時間(11時間)		延長保育
延長保育	保育短時間(8時間)		延長保育
	8:30	16:30	

事由	保育必要量		認定基準
	標準時間	短時間	
就労	○ 月120時間以上	○ 月120時間未満	月60時間以上就労していることを常態としていること。 ※育児休業明けは、ならし保育のため、復職予定日の前月初日から「就労」に該当(例:4月入所の場合:5月中に復職)
妊娠・出産 (産前・産後2か月)	○	○ 希望により短時間も可	原則産前2か月から産後2か月まで 希望により産後6か月まで利用可(育児休業中の方については産後12か月まで)
妊娠・出産 (産後3カ月以降)		○	
疾病・障害	○	○	保護者が病気、負傷または心身に障害がある場合 
介護・看護	○	○	同居、長期間入院等している親族を常時介護、看護している場合
災害・復旧	○	○	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧に当たっている場合
求職活動		○	求職活動中または保育所入所後に求職活動をする場合 ※ <u>認定期間は、入所から3か月まで</u>
就学	○ 月120時間以上	○ 月120時間未満	保護者が学校、職業訓練校に在学している場合
その他	事由による		保育が必要な状態にあると市長が認めた場合 

※ならし保育について※

新規入所児童については、「ならし保育」を実施します。ならし保育の期間は、年齢やこれまでの経験、園の方針等により異なり、通常の保育よりも短い時間の保育となりますので、お迎えの時間を早めていただきます。あらかじめ、ご理解、ご協力をお願いいたします。



利用申込みから内定までの流れ(令和 9 年 4 月入所希望の場合)

一次申込

申込期間:令和 8 年 10 月 1 日(木)~10 月 15 日(木)

↓
利用審査:11 月中旬

↓
内定結果:11 月下旬

※内定結果は彦根市電子申請サービスにて通知します(紙申請の方は文書)。

内定した場合

入園説明会・健康診断・入園式の日程は、内定した園からご案内が届きます。

内定しなかった場合

二次申込の利用審査に移行
※申込みは不要です。

二次申込

【対象者】 ①一次申込に間に合わなかった方 ②求職活動中の要件で申し込む方

申込期間:令和 8 年 11 月 2 日(月)~12 月 4 日(金)

※一次申込で内定しなかった方は、申込み不要です。

↓
利用審査:12 月中旬

↓
内定結果:12 月下旬

※内定結果は彦根市電子申請サービスにて通知します(紙申請の方は文書)。

内定した場合

入園説明会・健康診断・入園式の日程は、内定した園からご案内が届きます。

内定しなかった場合

随時調整へ
※申込みは不要です。

●随時調整(年度途中の入所申込)について●

・入所希望月の前々月末(紙申請の場合、月末が土日祝の場合は前開庁日)が締切です。

(例)令和 9 年 6 月入所の場合:令和 9 年 4 月末日まで

・希望月の前月上旬に可否を決定し、利用できる場合は上旬に電話でご連絡、利用できない場合は中旬に保留通知書でお知らせします。

・保留通知書は最初の 1 回のみのお渡しです。必要な場合は幼児課まで連絡をお願いします。

※希望施設の変更については幼児課にお電話にて連絡をお願いいたします。